

## 平成27年度第1回日光市総合教育会議次第

日 時：平成27年5月29日（金）午後1時30分～

場 所：日光市役所本庁舎3階正庁

1 市長あいさつ

2 教育長・教育委員（自己紹介）

3 総合教育会議の開催にあたって 資料1

4 協議・調整事項

（1）日光市総合教育会議運営要領（案）について 資料2

（2）日光市総合教育会議傍聴基準（案）について 資料3

（3）日光市教育施策の大綱（案）について 資料4

（4）その他

5 その他

日光市総合教育会議構成員名簿

機 関	役 職	氏 名	備 考
市長部局	市長	齋 藤 文 夫	
教育委員会	教育長	前 田 博	
教育委員会	教育委員 (職務代理者)	川 津 博 子	
教育委員会	教育委員	横 山 真 康	
教育委員会	教育委員	菅 野 幸 美	
教育委員会	教育委員	高 井 孝 美	
教育委員会	教育委員	手 塚 美智雄	

## 日光市総合教育会議の設置について

平成 27 年 5 月 企画部総合政策課

## 1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定により、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置するものとする。

## 2 目的

法の趣旨に基づき、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とする。

## 3 総合教育会議の設置

## (1) 設置者

⇒会議の設置は、法第 1 条の 4 第 1 項の規定により市長が設置する。

## (2) 設置方法

⇒法を設置の根拠とするが、市長決定の要綱（告示）で設置する。

## (3) 設置期日

⇒新教育長任命の日から第 1 回総合教育会議開催日の間とする。

※平成 27 年 5 月 20 日要綱告示

## 4 総合教育会議の概要

## (1) 招集

⇒法第 1 条の 4 第 3 項の規定により、市長が招集する。

## (2) 構成

⇒法第 1 条の 4 第 2 項の規定により、市長及び教育委員会で構成する。

## (3) 所掌事項

⇒法第 1 条の 4 第 1 項の規定により、総合教育会議は次に掲げる事項の協議及び市長と教育委員会の事務の調整を行う。

## 【所掌事項】

- ① 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関すること。
- ② 本市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

## 5 総合教育会議の運営

### (1) 公開の原則

⇒法第1条の4第6項の規定により、総合教育会議は公開。ただし、同項ただし書の規定に該当するときは、非公開とすることができる。

### (2) 総合教育会議の記録等

⇒法第1条の4第7項の規定により、市長は総合教育会議の終了後、速やかに、議事録を作成し、これを公表するよう努めるものとする。なお、議事録に記載すべき事項、総合教育会議を非公開としたときの取扱い等総合教育会議の記録に必要な事項については、総合教育会議において定めるものとする。

### (3) 総合教育会議運営規定

⇒法第1条の4第9項の規定により、法に定めのあるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 6 その他

### (1) 事務局

⇒企画部総合政策課において処理する。

### (2) 総合教育会議の周知

⇒総合教育会議の招集と同時に市公式HPにおいて総合教育会議の開催を掲示する。

### (3) 議題の提出

⇒市長及び教育委員会のいずれも提出できるものとする。なお、提出者が議題を説明する。

### (4) 関係者等の出席

⇒総合教育会議は、必要に応じて関係者、学識経験者又は職員を出席させることができることとする。

## 日光市総合教育会議運営要領（案）

## （目的）

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、日光市総合教育会議設置要綱（平成27年日光市告示第57号。以下「設置要綱」という。）により設置する日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の円滑な運営に関して必要な事項を定めるものとする。

## （開催時期）

第2条 総合教育会議は、原則として毎年5月及び10月を目途として開催するものとする。

2 市長は、前項のほか必要に応じて総合教育会議を開催することができる。

## （招集）

第3条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、議事日程を作成し、開催日7日前までに日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合又はこれによらない特段の事情がある場合においては、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定により通知を受けたときは、招集の当日指定の時間までに指定の場所に参集しなければならない。この場合において、招集に応じることができないときは、その理由を付して総合教育会議の開催前までに市長に届け出なければならない。

3 市長は、設置要綱第4条第2項の規定により、教育委員会から招集の請求があったときは、速やかに総合教育会議を招集するものとする。

## （会議）

第4条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、設置要綱第3条に定める構成員（以下「構成員」という。）のうち、市長及び教育長のほか2名の出席で成立するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、市長及び教育長の出席で成立するものとする。

2 前項ただし書の規定により、市長及び教育長の出席により会議を実施したときは、当該会議内容を速やかに他の構成員に知らせなければならない。

3 設置要綱第6条ただし書の規定に該当すると認められる場合において会議を公開しないときは、市長又は構成員の発議により、出席者の3分の2以上の承諾が得られた場合は公開しない。

4 会議は、市長が議事を進行するものとする。

## （議事録）

第5条 設置要綱第7条の規定により作成する議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他市長が会議に諮って必要と認めた事項

2 議事録には、会議で決定した構成員2名が署名しなければならない。

3 設置要綱第6条ただし書による場合であって、前条第3項ただし書の規定により公開しない決定がされた会議の議事録は、公表しないものとする。ただし、一定の期間を経過後に公表することができると思えられる内容の議事録である場合においては、総合教育会議において公表しない期間を定め、期間の到来を待って公表することができる。

4 総合教育会議は、前項ただし書の規定による公表しない期間について延長をする必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(関係者等の出席)

第6条 総合教育会議は、会議の議事に必要と認めるときは、関係者、学識経験者又は職員を出席させることができる。

(周知・公表)

第7条 総合教育会議の開催については、第3条第1項の規定による教育委員会への招集の通知にあわせて日光市公式ホームページにおいてその内容を周知するものとする。

2 議事録の公表は、第5条第3項の規定により公表しないとされたものを除き、市長が議事録を調整後遅滞なく日光市公式ホームページに掲載することによって公表するものとする。

(事務局)

第8条 総合教育会議の運営に関する事務は、企画部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月29日から適用する。ただし、第3条第1項及び第2項の規定並びに第7条第1項の規定は、この要領の適用前において招集する会議の招集から適用する。

## 日光市総合教育会議傍聴基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の受付）

第2条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、会議当日受付で会議傍聴受付簿に必要事項を記載するものとする。

2 傍聴の受付は、会議開始10分前までに行うものとする。ただし、会議開始10分前に、傍聴しようとする者が次条に定める定員に満たない場合は、この限りでない。

3 傍聴することができる者は、先着順とし、傍聴の受付が次条に定める定員になりしだい当該受付を終了する。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合教育会議は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定員を定めることができる。

（傍聴席以外の構成員席等への入場禁止）

第4条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の構成員席等へ入ることができない。

（傍聴することができない者）

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- （1）銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- （2）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- （3）はち巻、腕章（報道関係者が着用する腕章は除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- （4）ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（事前に総合教育会議の許可を得たものを除く。）
- （5）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- （6）酒気を帯びている又は酒気を帯びていると認められる者
- （7）異様な服装をしている者
- （8）その他会議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

2 総合教育会議は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、前項第1号から第5号まで

に規定する物品を携帯しているか否かを係員に質問させることができる。

3 総合教育会議は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 満18歳未満の者は、傍聴席に入ることができない。ただし、総合教育会議の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の順守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴に当たり、静粛を旨とし、次の事項を順守しなければならない。

(1) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 写真撮影、録画、録音をしないこと。ただし、あらかじめ総合教育会議の許可を受けた場合は、この限りでない。

(5) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。

(6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの基準に違反するときは、総合教育会議は、係員をして、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、日光市総合教育会議運営要領第4条第3項の規定により、総合教育会議を非公開とする場合は、速やかに退場しなければならない。

(報道関係者の取扱い)

第9条 報道関係者は、第2条及び第3条の規定に係らず、公開の会議を傍聴することができる。ただし、所属のわかる腕章等を着用するものとする。

2 第4条から前条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この基準は、平成27年5月29日から適用する。

# 日光市教育施策の大綱

(案)



平成27年5月  
日光市

## 1 策定の趣旨

日光市教育施策の大綱（以下「大綱」という。）は、本年4月1日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、当市の教育、学術及び文化等の振興に関する施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

また、この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、同法第1条の4第1項に定める市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議・調整した上で策定します。

## 2 策定にあたっての考え方

大綱の策定にあたっては、まちづくりの総合的指針である日光市総合計画後期基本計画（平成24年度～平成27年度）に掲げた、9つの教育分野における施策の目標を大綱の基本目標とします。

ただし、日光市総合計画後期基本計画の計画期間は、平成27年度が最終年度となることから、現在策定している第2次総合計画前期基本計画（平成28年度～平成32年度）との整合性を図るため、平成27年度中に大綱の見直しを図り、改定することとします。

## 3 大綱の計画期間

この大綱の計画期間は、平成27年度から平成32年度の6年間とします。

## 4 大綱の基本目標と施策の方向

### 基本目標 1

生涯にわたり主体的に学ぶ、心豊かな人づくり・地域づくりを目指す

市民一人ひとりが、生涯にわたり多様な学習機会を享受できる環境を整えるとともに、学習成果を適切に活かすことのできる社会の実現を図ります。  
また、生涯学習活動を通じたひとづくりや地域づくりを進めます。

#### <施策の方向>

##### ① 生涯学習推進体制の充実

###### 推進体制の充実

社会教育施設や関係機関相互の連携を強化し、市民が生涯学習を進める環境を整えます。

###### 地域ぐるみで子どもを育てる体制整備の支援

地域・家庭・学校が連携協力して心豊かな子どもを育成する体制を整備し、家庭・地域の教育力の向上に努めます。

###### 学習を通じた地域づくり・まちづくりの推進

学習成果を適切に活かすために、学習している団体などがお互いに連携できる環境を整備します。

##### ② 生涯学習の推進

###### 生涯各期における学習機会の充実

市民の多様な学習ニーズに対応し、生涯にわたり学習できる様々な機会を提供します。

###### 市民主体の学習機会、学習成果の活用機会の提供

学習成果を発表する場の確保、市民主体の講座の開設など、学んだことを社会で活かすことができる機会を提供します。

###### 地域づくり・まちづくりに取り組む人材育成

学習成果や経験を活かし、社会的・地域的な課題に取り組む人材を育成します。

## 基本目標 2

### こころ豊かな人権意識の高揚

学校教育及び社会教育において、市民の生涯各期における人権教育、人権啓発活動を推進し、「一人ひとりが、個人として尊重され、機会の平等が保障され個性や能力が発揮でき、多様性を認め、ともに生きる」という、人権が尊重されたまちづくりを推進します。

#### <施策の方向>

##### ① 人権教育指導者の育成と研修の充実

###### 研修機会の充実

指導者の育成と研修を計画的に実施し、人権問題への理解を促進し、指導者の資質と実践的指導力の向上を図ります。

###### 人権教育推進教員の指導力の向上

啓発資料の作成や小中学校への指導を行う人権教育推進教員を対象とした研修会を開催し、推進教員の資質と実践的指導力の向上を図ります。

##### ② 人権教育、啓発活動の推進

###### 学校における人権教育

学校教育において、児童生徒の人権感覚を磨き、人権意識を培うため、人権教育推進教員による学校訪問や校内研修を実施して、学習内容、指導方法の改善、充実を図ります。

###### 人権意識の高揚

人権尊重の理念について理解を深められるよう、人権啓発活動を推進するとともに、人権講演会などの学習機会を提供し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。

## 基本目標 3

### 心身ともにたくましく、人間性豊かな児童生徒の育成

学校教育は生涯学習の基礎となるものであり、社会教育と密接な連携のもと、家庭や地域との協働を促進し、子ども一人ひとりの学力の向上や生活の充実、安全・安心を確保する体制づくりを目指します。

#### <施策の方向>

##### ① 生きる力の育成

###### 小中で一貫した教育の推進

小学校と中学校の接続を円滑にするため、小中学校9年間を見通した教育を推進し、児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばします。

###### 問題行動に即応した教育の推進

「学校を休みがちな児童生徒の調査」に基づき、学校間や関係機関との連携を図り、いじめ や不登校を予防する児童生徒指導を推進します。また、不登校適応指導教室「若杉学級」の運営の充実と学習環境の整備を図ります。

###### 登下校時の安全安心の確保

登下校の安全を確保し、安心して登校できるような体制づくりを推進します。

###### 特別支援教育の充実

学校間や関係機関との連携を図り、特別支援教育の充実強化を推進します。また、発達相談など学校に対する支援体制を強化します。

##### ② 学校環境の整備

###### 学校施設の整備

教育環境の向上と児童生徒の安全確保及び災害発生時の避難場所として、施設の充実を図ります。

## 基本目標 4

### 家庭の教育力の向上

保護者が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭の教育力の向上を目指します。

また、子どもを見据え、子どもを主役とした幼児教育から学校教育への接続のために、全市的な幼稚園・保育園・小学校の連携を強化し、子どもの目線に立った保育・教育の充実を図ります。

### <施策の方向>

#### ① 家庭教育支援体制の充実と推進

##### 家庭教育支援体制の整備・充実

家庭教育の推進を図るため、地域の人材を活用し、保護者に対する様々な支援体制を整備します。

##### 学習機会の充実

保護者が家庭で子どもを育てるために必要な学習を様々な機会をとらえて提供します。また、家庭教育ボランティア、関係機関・企業などと連携して、多種多様な講座の開設に努めます。

##### 情報提供の充実

全保護者に対して家庭教育の重要性について情報を発信します。

#### ② 幼児教育支援体制の充実と推進

##### 幼稚園・保育園・小学校間の 情報交換体制の整備・充実

子ども一人ひとりを細やかに支援していくために、就学前、就学後の情報交換や意見交換の機会を設けて、幼児教育から学校教育へのスムーズな移行を図ります。

##### 幼稚園・保育園・小学校職員 研修会の充実

県が主催する各種研修会などへの参加とともに、幼稚園・保育園・小学校の教職員が合同で参加する全市的な研修会、各小学校を基幹とする小ブロックの研修会などを開催し、幼児教育への理解促進、発達障がいなど特に配慮を要する子どもへの支援の充実を図ります。

##### 幼稚園と保育園との連携

「子ども・子育て支援制度」に基づき、主体的な幼稚園と保育園の交流、連携を図ります。

## 基本目標 5

### 地域に根ざした社会教育の充実

社会教育活動を推進するため、学習機会の提供や人材育成など、社会教育施設の機能充実を図るとともに、計画的な施設整備に努めます。

#### <施策の方向>

#### ① 社会教育施設における学習の充実

##### 学習活動の支援

多様な学習機会や学習情報の提供及び社会教育に携わる指導者などの養成・研修を充実し、市民の学習活動を支援します。

##### 公民館活動の充実

多様化する市民ニーズに対応した各種講座・教室を効果的に実施するなど、最も身近なひとづくり・地域づくりの拠点施設である公民館活動を充実します。

##### 社会教育関係団体の育成

それぞれの目的に応じた学習や仲間づくりに取り組んでいる社会教育関係団体の育成・支援に努めます。

##### 図書館機能の充実

図書館資料の収集及びレファレンス機能の向上を図り、地域の情報・文化の拠点としての図書館機能を充実します。

##### 読書活動の推進

子どもから大人まで、気軽に本に親しみ、読書の楽しさを味わえる環境づくりを進めます。

##### 歴史民俗資料館機能の充実

地域の人文・自然両分野にわたる多種多様な資料の収集・調査研究に努め、その成果を公開・公表し、市民共有の知識としての情報の提供を推進します。

#### ② 社会教育施設の整備

##### 公民館

公民館を地域づくりの推進拠点施設と位置付け、施設の老朽化や地域の実情に応じた計画的な整備を進めます。

##### 歴史伝承施設

歴史的財産を未来へ伝え、歴史や文化を身近に学べる場として、歴史資料の展示・保存機能を持つ施設の整備を進めます。

## 基本目標 6

### こころ豊かでたくましい青少年の育成

次の世代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会的に自立した個人として成長できるよう支援します。

「青少年は地域社会が育む」という観点に立ち、地域社会の構成員である家庭、学校、職場、地域などが青少年を育成する機能と役割を認識して相互に連携・協力し、市民一人ひとりが青少年育成への関心を高め、自ら青少年育成活動に参加することを促進します。

また、非行防止に関する啓発や街頭指導などに取り組むとともに、少年指導センターなどの相談支援体制を充実するなど、青少年の健全育成に向けた環境づくりに努めます。

#### <施策の方向>

##### ① 青少年健全育成体制の充実

###### 青少年育成事業の充実と 社会参加の促進

体験活動、交流活動などの機会を提供し、青少年活動を推進するとともに、それらの活動においてジュニアリーダーの活用を図ります。また、青少年の地域活動やボランティア活動などの社会参加活動を促進します。

###### 青少年育成団体の支援・指導者の養成

青少年育成団体に対し、情報提供や相談を行うなど、一層の活動支援を行います。また、地域の指導者を養成するための研修や体験活動、交流活動などを推進します。

##### ② 青少年を取り巻く環境の健全化

###### 環境の健全化・街頭指導

少年指導委員会を中心に関係機関及び地域との連携を図り、青少年育成のための良好な社会環境づくりの推進や、街頭指導の充実強化に努めます。また、少年指導委員や関係者の資質と実践的指導力の向上を図るための研修会を実施します。

###### 相談体制の充実

非行問題に関する家庭や地域での悩みごとなどの青少年問題に対し、適切に対応するための少年相談受付体制の整備を図ります。

## 基本目標 7

### 地域に根ざした文化活動の促進

身近に文化に親しむことができる環境づくりを進め、地域に根ざした文化の伝承や、新たな文化を創造するための機会を充実するなど、文化の向上を目指します。  
また、活発な文化芸術活動を推進し、豊かな心と潤いのある生活の実現を目指します。

#### <施策の方向>

##### ① 文化芸術活動の推進

###### 文化芸術に接する機会の創出

文化芸術に気軽に接し、参加できるような機会を設けるとともに、自主的な文化芸術活動を支援します。

###### 伝承者や後継者の育成・支援

地域で培われてきた郷土芸能や伝統行事を伝承するために、伝承者や後継者の育成支援を行います。

###### 文化団体の育成・支援

文化芸術活動の担い手として、文化協会などの文化団体を育成・支援します。

###### 美術館等展覧会の開催・充実

芸術鑑賞の機会を提供するため、展覧会の開催・充実を図ります。

###### 美術作品などの収集

魅力ある展覧会を開催するため、美術作品などの収集を行います。

##### ② 文化活動支援施設整備事業

###### 公共文化施設の整備検討

公共文化施設のあり方を検討し、文化芸術活動の形態を踏まえ、文化芸術の拠点となる施設の整備充実を図ります。

###### 公共文化施設の活用

公共文化施設の広域的な活用方法や情報提供を推進し、市内全域で文化芸術にふれることのできる機会を創出します。

## 基本目標 8

### 地域の文化財の保存活用と保護思想の普及

市内に存在する文化財の保護を推進するとともに、文化財保護体制を整備し、併せて保護思想の普及・啓発と活用を図ります。

#### <施策の方向>

##### ① 文化財の保存・活用

###### 文化財調査などの促進

市内の文化財の調査・指定などを促進し、保存を図ります。

###### 民俗芸能などの保存・継承

地域で行われている民俗芸能や伝統行事の保存・継承を支援します。

###### 文化財の活用

日光杉並木をはじめとする、市内に所在する文化財を活用したまちづくりを推進します。

###### 文化財の保護思想の普及

指定文化財などの理解促進を図るとともに、保護思想の普及を促進します。

##### ② 世界遺産の保護及び新規登録

###### 世界遺産の保護対策

世界遺産「日光の社寺」の適切な保護対策に努めるとともに、遺産に対する理解を深め、より良い活用を図ります

###### 足尾銅山の世界遺産登録推進

足尾銅山関連の産業遺産の保存活用と地域づくりを進めるため、世界遺産登録を目指します。

## 基本目標 9

### 豊かなスポーツライフの実現

市民の自主的なスポーツ活動を推進するため、情報の提供や講習会の開催などスポーツ団体に対する支援の充実を図ります。また、市民が生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動を行えるよう、体育施設の整備充実に努めます。

#### <施策の方向>

##### ① スポーツの振興

###### 生涯スポーツの推進

市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの設立や学校開放利用の促進に努めます。

###### 特色あるスポーツの推進

日光市の特色あるスポーツであるホッケー及びスケート競技の普及・促進に努めます。

###### スポーツ指導者の養成

スポーツ少年団認定員などのスポーツ指導者の養成と資質の向上を図るため、講習会や研修会を実施します。

###### スポーツ交流の充実

地域間の交流を促す大会や、市のPR効果が大きい全国大会などのスポーツイベントの開催に努めます。

###### スポーツ団体の育成強化

体育協会の自主活動の促進やスポーツ少年団の活動支援に努めます。

###### スポーツ情報の提供

いつでも、だれでもスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、スポーツ施設やスポーツイベントなどの情報を広く提供します。

##### ② スポーツ施設の整備充実

###### スポーツ施設の整備

市民が安全で利用しやすいスポーツ施設の整備を推進するとともに、効率的な管理運営を図ります。

## 平成27年度第1回日光市総合教育会議出席依頼等職員

## 1 出席を依頼する職員

No.	部局	職	氏名	備考
1	市長部局	企画部長	大島 公一	
2	教育委員会	教育次長	菊地 美榮	
3	教育委員会	学校教育課長	久保 吉幸	
4	教育委員会	生涯学習課長	井澤 雷二	
5	教育委員会	スポーツ振興課長	木野内 毅	
6	教育委員会	文化財課長	新部 千代子	
7	教育委員会	中央公民館長	佐藤 英男	

## 2 事務局職員

No.	部局	職	氏名	備考
1	事務局	総合政策課長	江藤 隆	欠席
2	事務局	総合政策課課長補佐兼政策調整係長	本間 佳夫	
3	事務局	総合政策課政策調整係担当係長	斎藤 良介	
4	事務局	総合政策課政策調整係副主幹	北村 賢一	
5	事務局	総合政策課政策調整係副主幹	和田 直樹	
6	事務局	総合政策課政策調整係主査	星 善丈	